

様似町農業支援制度一覧表

事業名	様似町地域振興作物等奨励事業	様似町農業振興事業補助金						
		施設園芸ハウス設置費等助成事業	優良肉用繁殖素牛貸付事業	新規導入乳牛購入費助成事業	農業後継者就農促進対策事業	新規参入者就農促進対策事業	集落営農補助事業	優良肉用繁殖後継牛保留奨励金事業
新規・継続別	継続(一部助成拡大)	新規	新規	新規	新規	新規	新規	新規
目的	地域振興作物の苗購入費、牧草の草地更新及び麦・大豆の作付に対して補助し、特産品等の振興を図る	野菜の導入並びに安定した経営確立のため整備する施設園芸に必要な設備に対して補助し、施設園芸農業の振興を図る	優良黒毛和種肉用牛群の形成を促進するため、優良繁殖素牛貸付を行い、複合経営の振興、新規就農者への支援と農家経済の安定を図る	乳牛を新規導入するための購入費に対して補助し、複合経営に取り組むための施設設備等の整備に対して補助し、農家の担い手確保を図り、農業の振興に資する	農業後継者の意欲的な農業経営に取り組むための施設設備等の整備に対して補助し、農家の担い手確保を図り、農業の振興に資する	新規就農者の研修等費用及び就農に要する施設整備等費用の一部を助成し、担い手の確保を図り、農業の振興に資する	集落営農組織の農業用機械の整備に対して補助し、農業の振興に資する	優良黒毛和種肉用牛群の形成を促進するため、優良繁殖後継牛保留に対して補助を行い、肉牛農家に対しての支援と農家経済の安定を図る
事業主体	ひだか東農業協同組合	ひだか東農業協同組合	ひだか東農業協同組合	ひだか東農業協同組合	ひだか東農業協同組合	ひだか東農業協同組合	ひだか東農業協同組合	ひだか東農業協同組合
補助対象者	農家全般	野菜生産農家 イチゴ「すずあかね」については3年間の実績を踏まえて補助対象者とするか決定する	肉牛農家	酪農農家	農業後継者	新規就農者	集落営農組織	肉牛農家
補助基準・対象経費	①いちご、アスパラガス、にんにくの苗購入に係る経費 ②牧草の永年草地更新、デントコート等作付に係る経費(5年以上草地更新されていない採草・放牧地) ③麦・大豆の作付に係る経費	1戸につき経営規模1,000坪以内で1棟50坪以上のハウス設置等に係る経費	1戸につき、年度内繁殖素牛2頭以内を貸付、繁殖素牛1頭につき85万円を上限額	1戸につき、年度内導入乳牛(妊娠牛)2頭以内	厩舎又は畜舎の新築及び増改築に要する経費	①借家等の住宅料 ②交通費(研修地が町外の場合) ③特別研修の受講費及び研修期間中の傷害保険料 ④研修資金(45歳以上65歳未満) ⑤農業用施設及び附帯設備、作業機械の購入、農地の取得、基盤整備に要する経費	組織で共同利用するための農業用機械の設備整備に要する経費(汎用性の無いものに限る)	農業協同組合が肉牛農家に行う優良肉用繁殖雌牛の産子を自家保留及び町内保留する補助 ただし次の各号に掲げる条件をすべて遵守しなければならない。 ①保留牛の種付けは人工授精とする。 ②家畜共済保険に加入すること。 ③5年以内に廃用又は売却しないこと。ただし、保留牛が繁殖の用に供さなくなつたと認めた場合は、この限りではない。 ④保留牛が病気、事故等で死亡した場合は速やかに報告すること。
補助対象期間	当該年度	概ね5年間	5年間(貸付期間)	当該年度以降	就農後1年経過してからその後4年間以内	就農後3年間以内に事業を実施	当該年度以降	当該年度以降
補助率・補助額	①1/2以内、上限なし ②1ha当たり2万円以内(上限なし) ③1ha当たり2万円以内(上限なし)	整備に要する経費の1/2以内の額	繁殖素牛を貸付し、産子若しくは貸付牛落札額・85万円の上限額のいずれか低い額の80%の代価を返還	導入乳牛購入費の1/2以内(1頭当たりの限度額25万円)	整備に要する経費の1/2以内(限度額400万円)	①実費分を支給する (限度額4万円(月額)) ②月額2万円(24箇月以内) ③10/10以内 ④月額8万円(24箇月以内) ⑤整備に要する経費の1/2以内(限度額300万円)	整備に要する経費の1/3以内 (限度額300万円)	1頭につき3万円 ただし、1戸当りの補助対象頭数については事業実施期間内において10頭以内